

法人内における虐待事案についてのご報告

当法人が運営する複数の事業所において、虐待通報事案が発生したことにつきましてご報告いたします。

1 昨年度、法人内グループホーム「共同ホームはやぶさ」、「共同ホームさらさ」、「共同ホームつくしんぼ」、生活介護施設「あさやけ風の作業所」に関する虐待通報が各市にありました。

このうち、「あさやけ風の作業所」、「共同ホームつくしんぼ」に関しては、虐待の認定は難しいとの市の調査結果が示されました。

他方、「共同ホームはやぶさ」、「共同ホームさらさ」については、虐待があったと市が認定しました。それぞれの認定内容は以下の通りです。

- * 「共同ホームはやぶさ」利用者1名に対し職員による身体的虐待があった
- * 「共同ホームさらさ」利用者1名に対し職員による心理的虐待、放棄・放置があった

2 当法人は、市が虐待を認定した上記2事案について、法人内に設置している虐待防止委員会による聞き取りに加え、外部有識者から成る第三者委員会を設置し調査を行いました。

その結果、「共同ホームはやぶさ」の件については、虐待防止委員会、第三者委員会のいずれも虐待があったとの認定に至りました。そのため、当法人と致しましては、再発防止策を講じることと致しました。具体的には、業務改善計画を作成し、計画に沿って人事異動、研修、勤務体制の改善等を行い、また、法人就業規則にしたがって当該職員へ処分を行いました。

これに対し、「共同ホームさらさ」の件については、第三者委員会において、虐待があったとは認められないとの結論に至りました。

もともと、当法人と致しましては、虐待があったか否かという結論もさることながら、虐待防止委員会や第三者委員会による調査の過程で浮き彫りとなった、職員の日常的な情報交換や連携、利用者との意思疎通の方法、勤務体制などの問題を重く受け止めました。

そこで、業務改善計画を作成し、計画に沿って人事異動、研修の強化、勤務体制の改善をしました。また、法人職員全員に対し、職員セルフチェックリストの実施と分析を進めてきました。

また、当該職員の対応において、虐待とまではいかないが口調がきつい等の言動は、虐待防止委員会、第三者委員会においても確認しています。法人としても、当該職員を含め職員全体で利用者への対応を見直していきます。

3 当法人と致しましては、今後も継続して再発防止策等を講じていくとともに、虐待防止マニュアル・虐待防止規定の見直しや整備も進めて参ります。

また、職員に対しては、継続的に研修を行い人権意識を高める一方で、職員が孤立しない、相談できる仕組みも作って参ります。

利用者みなさまをはじめ、ご家族みなさま、日々ときわ会を支えてくださっているみなさまには多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

「ゆたかな労働と生活の場をめざして」というときわ会の理念、原点に立ち返り、利用者みなさんの尊厳を守っていく所存でございますので、今後とも当法人へのご指導をお願い申し上げます。